

正副議長選出

6月定例会初日(6月2日)に正副議長の選挙が行われ、議長に笠原宏平議員、副議長に松澤一雄議員が選出されました。また、委員会の委員等についても下記のとおり変更がありました。

◆議長◆

笠原 宏 平



◆副議長◆

松澤 一 雄



議長あいさつ

市民の皆様には、当市議会に對しまして深いご理解とご支援をいただき、心より厚くお礼申し上げます。

私どもは、去る6月定例会において、議長、副議長に選任いただき、その責務の重さに身の引き締まる思いであります。円滑な議会運営のため、そして市政発展のため全力でその任務に邁進する所存でございますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、当市は、合併後10年が経過し、少子高齢、人口減少と全国的な課題のあるなか、「市民との協働により、日本一しあわせなまちへ」を目標に市政運営を行っております。

秩父市役所本庁舎および秩父宮記念市民会館の本体工事に着工し、舞台設備の契約も了承され、建設工事は着実に進んでおります。

また、秩父広域市町村圏組合の一事務に水道事業を加える規約変更が1市、4町で了承され、本格的な水道事業の広域化が進められ、将来的には県内水道の一本化を目指しております。

新火葬場建設も進められ、今年度は秩父地域の将来に向けての大

事業が行われる年となります。

秩父市では厳しい経済状況が続くなか、公共施設の見直しを行い、効率的で効果的に市政を運営していくため、今年度よりFM(ファシリティマネジメント)推進課を創設し、今後その成果が期待されております。

また、市議会でも議会改革や新たな取り組みを議会基本条例に示すため、議会基本条例制定特別委員会が設置され、現在検討を重ねております。

結びに、市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、4町との連携をさらに深め、22人の市議会議員がより良い秩父市の発展に貢献するために、円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、今後とも、市議会に対し、市民の皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

市議会議員の人事

◆委員等の変更

次のとおり、委員等に変更がありましたので、お知らせします。

議会運営委員会

委員

木村 隆彦 議員

小櫃 市郎 議員

(6月2日付けで就任)

水道事業調査特別委員会

委員

小櫃 市郎 議員

(6月2日付けで就任)

議会基本条例制定特別委員会

委員

小櫃 市郎 議員

(6月2日付けで就任)

秩父広域市町村圏組合議会議員

小櫃 市郎 議員

(6月2日付けで選出)

永年勤続表彰

去る5月26日開催の埼玉県市議会議長会および、6月17日開催の全国市議会議長会の各総会において、永年勤続表彰が行われ、当市議会は次の方が表彰されました。

「埼玉県・全国市議会議長会

表彰 15年以上」

浅海 忠 議員



6月定例会の議案質疑等の内容

※6月定例会（6月2日から16日まで開催）では、市長提出議案17件のほか、議員提出議案2件、請願2件を審議しました。質疑、討論の主な内容は以下のとおりです。

国民健康保険税条例の一部改正

問 保険税が4割となる軽減判定所得が引き上げられるものであるが、影響を受ける世帯数および額は。

答 前年度の課税所得額が決定していないため世帯数や額は明確にならないが、4割軽減世帯は増加すると思われる。

秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更

問 秩父市以外の水道事業体でも住民に対する説明会が開催されている。住民の理解等、現在の状況は。

答 住民説明会は2月18日から3月2日の間に6回、6会場にて開催をした。説明会では基本構想、基本計画をより分りやすくするため、説明会用に資料を作成、配布するとともに会場ではプロジェクトを使い視覚的にもより分りやすい説明を心がけた。また、分かりにくい点については質問等も受け、理解を深めて頂けたと考えている。さらに、2月から3月にかけてこれら構想等へのパブリックコメントを実施したほか各種団体の会合等にも出向き、説明をして理解に努めた。またこのほか、小鹿野町では2

月の説明会に加えて5月に6回、6会場で町民懇談会が開催され、懇談会でも「小鹿野町水道事業の現状と広域化」と題して広域化の必要性について説明を行った。この中では「ずっと地元の水を飲みたい」「町民への説明・理解をさらに図ってほしい」と等の意見もあった。そのため説明会に出席できなかった人のために説明会の資料を町内回覧にするなど、今後も継続的な情報提供を実施することで水道事業の広域化への理解を図っていききたい。

問 1市4町でこの議案が、6月定例会に提案されているが、どこか一つの議会が否決をした場合は広域化されないのか。

答 基本的には1市4町全体で一つとなって広域化する。ほかの首長も思いを共有し、広域化に向けて、最大限努力をしている。否決された場合どうなるかということについては想定していない。

討論

反対

計画に示された広域化の目的は大別して①10年間にわたり、事業費の3分の1の国庫補助金が受けられること②施設の統廃合により、効率的な給配水、維持管理の実施、更新事業の削減が図れること③

業務の共同化、集中管理、民間委託による効率的運営が図られることの3点があげられているが、これまでの委員会審議時間の多くが、示された膨大な資料に対する簡略な説明や、廃止予定の施設の視察などに費やされ、目的をはじめ資料内容の実質的な精査検討がほとんど進められて来なかったことは明らかであり、各自治体でさらに精査検討することが必要であることから、今回の議決は時期尚早であるとして、「継続審査」を要求したが、賛成が得られず否決された。従って本案に賛成することはできず、反対する。

賛成

この議案は各市町の水道事業を広域化し、秩父広域市町村圏組合で業務を一括して処理するものであり、地域全体の人口減少が急激に進む中、将来的に埼玉県の水道事業と統合して行くためにも必要不可欠な広域化である。50年・100年後を見据えての大きな事業であり、目先の利益だけに目を奪われず判断をすべきである。

我々の子や孫たちが、安心して安全に住み続けられる秩父地域を創っていくための方法であり、判断を誤ってはいけないと考え、賛成する。

反対

水道広域化を進めるべきかの検討には、広域化した場合と広域化せず自治体ごとに施設の規模縮小をした場合との51年間の更新費用の試算の比較が必要である。

各自治体で施設の規模縮小をした場合の試算はないというところだが、横瀬町は独自に施設の規模縮小をした場合の試算をしており、51年間の更新費用の比較ができる。他の自治体でも同様の試算をしてはじめて広域化が妥当か判断できると考え、継続審議を求めたが否決された。

いのちや生計に直接かわる水道の在り方を大幅にかえる事業で、他の事業に比べより慎重に行うべきであり、住民の合意がないまま広域化が遂行されることは問題。慎重に審議するべきで、今議会で採決に反対する。

介護保険条例の一部改正

問 改正の内容および影響を受ける人数と影響額は。

答 介護保険料第1段階の基準額を0.45から0.40に引き下げるもので、対象者は3562人で3240円の減額になる。

消費生活条例

問 大人から子どもまで含めた消費者教育が必要と考えるが見解は。また専門知識を有する相談員の確保や、消費者センターの設置については、内閣府令が出た後に考えるところのことだったが、消費者センター設置条例について見解を伺う。

答 お年寄りから子どもまでが解かるよう、寸劇を使って解かりやすい説明を工夫している。また消費者センター設置条例については、今年度中の制定を考えている。専門員については、現在は1人だが、強化するため、もう1人を臨時で採用する予定。

問 悪徳商法など社会的な問題から市民を保護する制度とされるが。

答 市民を保護し、対処していくために制定した。

一般会計補正予算(第1回)

問 健康長寿埼玉プロジェクトとはどのような事業か。市の事業内容は。

答 埼玉県が進める3大プロジェクトの一つで、健康寿命の延伸と医療費の抑制等を目的に、県内7市においてモデル事業を行うものである。当市においては、参加者個別にプログラムを作成し筋力ト

レーニング、有酸素運動を取り入れたトレーニング教室等を行うほか、取り組み前後に血液検査と体力測定を実施し、体力年齢の向上と医療費分析を行う。目標はひとりあたりの医療費を年間3万円程度抑制すること。高齢化が進む中、健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康寿命の延伸と医療費の抑制を具体的に推進したい。

問 国庫補助金を受け、秩父メールブランドの発信拠点としてオープンさせる「シユガーハウス」の事業内容と場所は。

答 秩父土産品協同組合が運営し、主に力エデ糖を使ったスイーツ等を販売するもので、場所は秩父コミュニティパーク内の旧ゴルフコースのスタートハウスを改装し利用する。

問 尾田蒔小学校に設置する防球ネット、遊具の具体的な内容は。

答 尾田蒔小学校に隣接する県道側に高さ10メートル、全長128メートルの防球ネットを設置するほか、隣接する中学校側に金網フェンスを設置する。遊具については、3基を移設し、1基を撤去、1基を新設する。

農業集落排水特別会計補正予算(第1回)

問 7か所ある農業集落排水施設では、どのような周期で機能診断を実施しているか。

答 一般的に供用開始後10年を経過した施設について、機能診断を行い、その後の維持管理や、補修改築の目安にしている。今回の太田上処理施設は13年を経過している施設のため、国庫補助金を活用し、診断を実施するものである。

工事請負契約の締結

秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事(舞台設備工事)

金額 6億7千5百万円(税込み)
業者 森平舞台機構株式会社

問 舞台装置の落札業者は、応札にあたり告示を受けて応札したのか、それとも本體工事の受託業者と友好関係があるので応札したのか。

答 電子入札により執行しているため、業者間の付き合いまでは確認できない。

問 本工事の請負金額のうち、椅子席と緞帳の金額と内容は。

討論

反対

答 椅子席は約8千万円で見積もっている。緞帳は今回の契約には含まれていない。旧市民会館にあった緞帳は旧秩父セメントから寄贈されたもので、修理して新秩父宮記念市民会館に掲げられるよう検討している。

契約金額が限りなく100%に近い99・888%であることから、この工事予定価格の積算は誰が行い、誰が決定したのかを質問したが、予定価格の積算は設計会社等が行い、内部検討を加え、規定に従い、最終決定は契約課が行ったとのことであり、100%に近い入札価格となったのは、ひとえに入札業者の積算能力によるものであるとの説明であった。率直な市民感情として「なるほど」と納得しがたい感情が払拭しきれない。かねてより本庁舎等建設工事に反対してきた立場から、その付帯工事としての工事契約締結に賛成できない。

賛成

災害時の拠点施設である本庁舎と地域文化の拠点施設である市民会館の早期復旧は、多くの市民の皆様から要望をいただき進められ、計画策定にあたっては、市民会議や市民ワークショップ等による協議、市民説明会を経て、施設の規模、設備、内容、コスト、建設のための財源計画を含め、議会でも十分検討されてきた。この工事は本庁舎等建設事業における、舞台設備及びホール客席へ椅子を設置する工事である。昨年12月定例会において、締結された本體工事の市民会館部分に整備設置されることで、両工事が一体となり、施設全体が機能する。当工事の発注時期は現在進んでいる本體工事との作業工程や機器の調達・調整に必要とされる期間を検討し、適切に計画されたものであり、発注から入札までの経緯も当局からの説明により、適切に処理されていることが分かった。また、落札した業者もこの工事において一流の業者であり、良いものができるものと期待している。

反対

26年度市民満足度調査では市民会館の建設に対応する項目の「芸術文化の振興」は、



(吉田総合支所3階)

重要度は低く、すでに一定の満足を得られている項目で緊急に対応するべきとは考えられない。市の財政に与える影響を考えると、市民の皆が望んでいる事業とは言えない。「もっと他に優先してやるべきことがあるのではないか」という市民の声に耳を傾けるべき。

反対

本庁舎等建設計画は、市の条例の最高規範であり市の憲法とも言われる「まちづくり基本条例」の市民への説明責任を十分に果たしていない。

総額49億円という公約以降、二度にわたる大幅の増額にもかかわらず、いずれの段階でも市民への説明は大変不十分であった。

市民から「建設計画の見直しを求める要望」署名1万5千余筆が提出され、市長も「重く受け止める」として収受した。こうした経過から建設にあたり、改めて市民の理解を得られるよう、より一層尽力をし、市民との協働を進めることが求められていると考えるが、今回の議案提案に至るまでの過程でこの手順は未だ踏まれていない。これまで不十分であった市民への説明責任を果たすことが前提とされるべきであるにもかかわらず、なされてないこと、また工事の内容にお

いても更なる精査が必要と考へて反対する。

戦争につながる「安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の廃案を求める意見書」の提出を求める請願

討論

賛成

日本は先の大戦の深い反省の上に立つて「二度と戦争はしない」「戦力は持たない」と誓った憲法を制定し、国際社会への復帰を果たし「戦争しない国」として信頼を得、貢献し、繁栄してきた。その日本の姿をそのまま孫や子に継承するのか、それとも「再び戦争する国・出来る国」に変えるのか、厳しく問いかけているのが今回の「戦争法案」であると考えられる。

また、集団的自衛権の核心は、やはり米国の起こす先制攻撃による無法な戦争に参加させられるということであり、「違法な武力攻撃を行った国を、日本が自衛権を発動して支援することはない」と政府は答弁しているが、これまでに米国の武力攻撃に対する日本政府の態度は、一貫して支持・理解を表明している。多くの憲法学者が今回の法案は違憲であると表明してい



6月定例会本会議の様子

賛成

戦後70年、憲法9条があったからこそ平和国家として戦争に一度も加担することなく、平和の上で経済的な繁栄も享受出来てきたという事実を忘れてはならない。

廃案を求める意見書は誠に時宜を得たものであり、当然に提出されるべきであることから、本請願に賛成する。

賛成

衆議院憲法審査会で、参考人の研究者全員が法案を違憲と判断したほか、多くの憲法学者が速やかな廃案を求めている。

政府の裁量で憲法解釈を次々と変更する行為は、近代国家の基本である憲法により国家権力を縛る立憲主義に反する。憲法は最高法規でありそれに反する一切の法律や政府の行為は効力をもたない。法案の違憲性を覆す理論がなければ請願に反対することは

出来ないと考えられる。

本場にこの国を愛し、国民のいのちを大事にしたいと願うのであれば、秩父にこれから生まれてくる子や孫の世代が戦争という暴力によって、いのちの危険に晒されることのないよう、請願へ賛成されることを深く望む。

反対

今回の法整備は憲法9条の下で、自衛の措置がどこまで認められるか、その限界はどこにあるのか「自衛の措置発動の新3要件」を法案に明記することによって明らかにしたところはその意義がある。

請願の趣旨の中に、「いつでも、どこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、どんな時でも米軍の支援することを可能にするもの」とあるが、これは本法改正を拡大解釈するものであり、新3要件における存立危機事態の定義から読み取れば、米国等が日本と関係がないところで紛争を起

こしているものについては全く関係のない法律であることは明白で表現が飛躍している。自衛隊が実施するのは後方支援活動に限られ、武力行使は、許されていない。また、自衛隊が派遣される場合には、海外派遣の3原則①国際法上、国連決議がある事②自衛隊の海外派遣に対して国会の事前承認が必要③自衛隊員の安全確保という厳格な歯止めがかかっている。

つまり請願の中にある「アメリカの戦争や、軍事行動にいつでも、どこでも、参加できるようにする」とか「自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し「殺し殺される」事が現実になる」などの批判は、全く当たらない。自国の安全と、国際社会への貢献という、二つの視点から考えられたのが、今回の法整備であり、決して戦争法案などではない。

大事なことは、安全保障関連2法案を廃案にすることでではなく、議論を尽くすことであり、衆議院安全保障特別委員会が審議されている重要議案にもかかわらず、国民の理解や国会の慎重審議の機会を与えず、廃案を前提として提出された本請願に「住民のいのちと暮らし・安全に責任を負う自治体議会として」反対する。